

## 新・民法小説（1）コラム

### 【暁月のノート】（コラム1）

民法小説 離婚の訴訟（明治32年1月17日印刷発行）

#### 1 登場人物

**北濱銀之助**（きたはま・ぎんのすけ）

「百万円以上の財産家」「会社と銀行との重役」

「日本と西洋との間の子の普請」「当世の流行に庭園（にわ）も作る」

**立板弁之助**（たていた・べんのすけ）

北濱の友人、「明治法律学校の卒業生」「只ぶらぶら遊んでおります」

「貸金又は家賃、小作米の取立てなど」のため「月給」で雇われる 「二百件持て居る借家の中で月々家賃を払るのが六件ばかりある、外（ほか）の者は半金も払はぬ、其残金の催促をする暇がないから、其儘（そのまま）に置いておる、君が来たなら片端から取立て貰はねばならぬ、そふして払はぬ奴は仕方がない追払ひだ、其処（そこ）は君都合よくやってくれ玉（たま）へ、こんなことは法律家でないと、どふしても行かぬ、今の人は皆理屈をよくいふから、法律を知らぬ者は困る、法律のことは君のお得意だから、何分に頼むよ」（9頁）

**堂島米吉**（どうじま・よねきち）

（北濱の）「親族総代」、（立板の）「無二の友人」

**川口梶太郎**（かわぐち・かじたろう）北濱の妻の兄

#### 2 あらすじ

##### 第1回

銀之助・弁之助の紹介、銀之助の婚姻という話題提示

銀之助の伯父に弁之助に婚姻法（婚姻の成立）の説明

##### 第2回

婚姻法（無効・取消し）の説明

##### 第3回

婚姻法（夫婦財産制）の説明 婚姻の礼式と婚姻届の書式

「夫 北濱銀之助 妻 川口きん きんの戸主・兄 川口梶太郎」

##### 第4回

男児「光照（みつてる）」誕生 出生届の書式

梶太郎の子「清澄（きよすみ）」認知 認知届の書式

##### 第5回

川口は「茂栗（もぐり）弁護士事務所」に相談

銀之助・きんの離婚訴訟

「議員競争の結果で離婚するとか、親族が不和になつて交際せぬとか、言ふことは

能く世間にあることです」 (76 頁)

離婚法の説明

## 第6回

協議離婚 離婚届の書式 堂島が川口と相談して円満解決

「世間に立つと只法律の理屈ばかりでも行かぬ、時には忍耐の為に益することがある、金を貸しても理屈ばかりになると財産差し押えするか、訴訟するか詰る処は其処(そこ)になる、其外(そのほか)日々のことを理屈詰ると、喧嘩するばかりになる、理屈も時には宜(よい)こともあるが、先(まず)愛曾(あいそ)のないことが多い、何事でも面白く可笑(おか)しく治(おさ)まりが付くのは、皆忍耐の御蔭だ」 (65 頁)

## 3 日本の婚姻法の特徴

「是まで日本では婚姻をするに付まして年に制限はないのです。それで上等社会は花嫁花婿と申して、十三四年になると婚姻を致します、中等以下は却つて民法に定めた年よりも、年取て婚姻しておつたので、中以下の子供は健康(たっしゃ)ですが、上等社会の子供は病気の者が多かつた。是は全く婚姻が早過るのである、それで民法には健康な子を産ませて国を強くする為めに、男と女との年齢(とし)に制限を立(たて)て、早く婚姻をさせぬよふに致しました。」 (11 頁)

\*\*\*

「其上不身持で離縁したと申しますと世間の人相手にするものはないよふになる、是は昔も今も替りはない、それで女は品行を慎まねばならぬ、男の方では今でも昔でも本妻の外に妾を持つ人が多い、わけて中等以上の人に沢山ある、それで妾を持つのは不品行に相違ないけれども、男の甲斐性ものとして人も怪しみませず自らも人に誇る風がある、支那の詩人で名高い伯樂天先生は人生婦人の身となるなかれ百年の苦楽他人に頼(よ)るといはれておる、仏国の国会議員に『法律というものは大變女に不利益ですな』と尋ねたれば『それは其筈(はず)女の立法官がありませんからです』と答へたと聞きましたが、何処の国でも女よりも男の方が余程割方(わりかた)が宜(よ)うございます、矢張り日本でも女の立法官がないからのことでございませう」 (18 頁)

\*\*\*

「検事が婚姻の取消を求むるは何故かと申すと、検事は司法と行政との両方に関係しておる役人ですから、公の秩序を害し善良の風俗を破るものがあれば、国の為めに訴を起すものです、それで民法で婚姻の要件を定めて、此々とは婚姻するなど命じておることを、人民が守らずして婚姻したときは、法律を踏み付けた仕方である、それですから検事は法律に背いて婚姻したものが有(あ)つたことを聞けば、取消を裁判所に請求するは検事の権利あつて又義務である」 (36-37 頁)

【ソラのノート・その1】（コラム2）

第2集 後見の争い（明治32年4月刊）100頁

1 あらすじ

其1

松尾清三郎（18歳）・武田伝次郎

二人とも「金満家（きんまんか）」、君子（16歳）を争う

「自分の商売には少しも勉強せず毎日美服を装飾（かざ）りて、遊里に浮かれ廻り  
金銭を湯水の様に使ふ不製産的の人物である」

其2

松尾が君子に武田との関係を問う

お秋どんが仲裁 弁護士・弁護士料・裁判官などの比喻

其3

武田が松尾の叔父・前田宗兵衛（45歳）と遊ぶ

君子の姉妹・友鶴（20歳）登場

其4

松尾、君子（お竹）を妾にする 留守中に前田がお竹に迫る

其5

前田・武田の策略

前田が後見人として松尾の財産を取り上げる相談

其6

前田・武田、友鶴の旦那・三木を襲う計画

失敗して逆に堀に投げ込まれる

其7

前田、復讐（財産奪取）の気持ちを固める

其8

親族会議が開かれる

「今度の民法で後見のことが面倒になつたさうですが…吉井さんは能くお心得の  
様でござりますな」「北村さん私も民法などのことは少しも分りませぬ、私は佐々木  
さんといふ判事のお方と懇意ですから、話しの序（ついで）に後見人には後見監督人  
を立てて自由勝手なことを、させぬ様にしてあると聞てました…」（74頁）

佐々木が紛争を裁く 民法の規定を紹介

「只今吉井さんから承はりますると松尾家の親族会は今日が初めての様です。して  
見ると前田氏は自分免許の後見人で誰も頼まぬ世話である、それは決して後見人とい  
ふ者ではない」（81-82頁）

吉井・北村ら前田を追い出す

其9

佐々木による後見制度の説明

## 2 感想

其1～其6は民法とはほとんど関係ない。小説としてはあまりよい作品ではない。  
後見人の地位が確かなものになったことはわかる。

### 第4集 親子の争い（明治32年6月刊）100頁

#### 1 あらすじ

##### 第1回

吉田佐兵衛（42歳）「八間間口の格子作り」「商売もなく」  
しかし「会社の株券」「半期には利益配当が3万円余り」  
「妻のおひさに一人も子がない」「おはるおきくといふ二人の妾」「一人づづ子がある」  
「広い世間には人に金銭を貸しては減法高い利息を取るとか、法外な家賃を採ると  
かいふて人に憎まるる金満家（かねもち）がいる、…吾々が天罰を受くるに違いない  
と思うておる人は却て紳士とかいふて金満家が多い、そして正直一編で生神様とか生  
仏様とかいはれる様な人に不仕合（ふしあわせ）の人がある」（3頁）  
おひさが病気になる、おはる（28歳）・おきく（26歳）に「遺言」  
おはるの子・吉太郎を相続人、おきくの子・誠一郎を分家に  
（そのためには婚姻して認知、認知が必要、財産は7対3で）

##### 第2回

隣の七助（67歳）が佐兵衛の機嫌をとり、後妻を勧める  
おひさの弟 真田大助（32、3歳）が登場 洋服・山高帽子  
弁護士・法学士の肩書 誠一郎は養子にするのがよいと言う

##### 第3回

七助、佐兵衛におさと（21、2歳）を近づける

##### 第4回

吉太郎・誠一郎ともに母の兄の子として届出  
佐兵衛、大助の助言により、二人を養子にするという  
「此家でも法定の推定家督相続人たる男子があると外（ほか）に男子を養子にする  
ことがならぬ、それでは吉太郎だけしか養子にすることはならぬから誠一郎の方が困  
る、だから先日姉の娘と妹との娘と二人を養子にしておいた、そふすると女（おすめ）  
の婿にする養子ならば幾何（いくら）でも出来る」（39頁）  
養子縁組届の書式  
おさとが来て言う

「若し旦那様が当座の鬻（なぶ）りものにするお積りであれば妾（わたし）は膚（は  
だ）を汚したので先の世の両親（おや）にいひ訳がないから死ぬるより外（ほか）に  
仕方がない」（47頁）

「妾（わたし）もおきくさんも本妻といふ訳ではありませぬから妾（めかけ）を五  
人も六人も置くのは男子の器量ですから御勝手でございますから、そんなことには決  
して御心配は入りませぬ」（51頁）

## 第5回

七助とその姉 「人の身代でも吸取る」相談

## 第6回

おさと、おはる・おきくの悪口を佐兵衛に言う

佐兵衛、これを信じて、二人を追い出す

## 第7回

養子離縁 佐兵衛は山川という三百代言に頼む

山下弁護士登場（真田の配下）

おはる・おきくに離縁原因のないことを説明

## 第8回

山下が法律を教える二人がおさとの前科・陰謀を知らせる

## 第9回

佐兵衛宅で捕縛。佐兵衛、おはる・おきくを呼び戻す

おはるは正妻に、おきくは嫁に 真田・山下は衆議院議員に

## 2 感想

家の跡取りをめぐる争いの様子がわかる。養子の機能と制度の複雑さ。

韓国の伝統的な養子制度（異姓不養）とはかなり違う。

著者は、金満家に対して批判的。法律家に対しては、よい法律家と悪い法律家を区別。